

とみぐすく祭り・とみぐすく産業フェスタ ストリートパフォーマンス活動遵守事項

- 1 認定を受けた演奏者等は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 発電機、電源ドラムは使用できない。ただし、アンプ、スピーカー（電池式又はバッテリー式に限る。）の使用については、事務局が定める地点においてのみ、音量基準値（80 デシベル）以下において使用することができるものとする。
 - (2) 活動できる日時は、申込み出場日（2026 年 10 月 17 日または 10 月 18 日の 13 時 30 分～19 時 30 分の間）とし、活動終了後は速やかに退去することとする。
 - (3) 通行人や店舗の利用者の妨げにならないよう、通路を確保しなければならない。また、観客に対して、地面に座り込んで通行を妨げないよう協力を呼びかけることとする。
 - (4) 活動が終了したときは、周辺のごみ拾いなどの掃除を行うこととする。
 - (5) 指定の道路上で自主制作 CD、チケット等を販売する行為及び観客等から金銭を授受する行為は、行ってはならない。
 - (6) 活動希望日の申込みは、2026 年 10 月 9 日（金）までに、所定の方法により、事前に行うこととする。
 - (7) 活動に伴う事故、紛争、損害等に関しては、認定を受けた者の自己の責任において解決することとする。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、事務局の指示に従うこととする。
- 2 認定された者の活動は、事務局が指定した場所で行うものとする。